主

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告理由中、特 別抗告制度が違憲であるとの主張は、適法な同条の抗告理由ではなく(昭和二七年 一〇月一五日最高裁判所大法廷決定、民集六巻八二七頁参照)、その余の論旨は、 原決定の事実認定を争い理由不備の違法があるというに過ぎず、同条所定の場合に 当らないと認められるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人の 負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三九年九月一八日

最高裁判所第二小法廷

_		健	野	奥	裁判長裁判官
助	之	作	田	Щ	裁判官
介	之	浅	鹿	草	裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
小		和	Ħ	石	裁判官